

## 第2回青森市下水道使用料等審議会（会議概要）

- 1 開催日時 平成26年7月31日（木） 10:00～11:45
- 2 開催場所 しあわせプラザ2階 研修室
- 3 出席委員 藤田正一会長、吉原正彦副会長、竹中義道委員、八木橋裕委員、蝦名幸一委員  
（13名） 成田浩司委員、倉内一長委員、長尾匡道委員、佐々木信一委員、柴田章二委員  
柴田眞理子委員、鳴海武雄委員、三上範子委員
- 4 欠席委員 一戸善正委員、大森頼子委員  
（2名）
- 5 事務局出席者 環境部 部長 木村敏幸、次長 小松文雄、次長 佐々木秀文  
下水道総務課 課長 奥崎文昭、主幹 佐々木正幸、主幹 天坂孔二  
主査 一戸健司、主事 斉藤勇樹、  
下水道整備課 課長 米澤敬、副参事 秋村信雄、主査 横山祐助  
八重田浄化センター 所長 瀧口光雄  
新田浄化センター 所長 福井義孝  
蜷貝ポンプ場 場長 山本洋一  
上下水道課 課長 田川孝則、主幹 兼平慶治

## 6 次第

- (1) 部長あいさつ
- (2) 審議会
  - ・ 前回までの会議概要と質問事項
  - ・ 水道料金・下水道使用料モデルケース
  - ・ 下水道整備と河川の水質
  - ・ その他
  - ・ 次回会議日程

## 7 会議の要旨

- (1) 前回の会議概要と質問事項等について

### ○事務局

- ① 近年、下水道の供用が開始された地域の接続率が低いことに関する補足説明

既に浄化槽を設置している方の接続が進まない旨の説明をしたが、補足説明をする。

下水道法第11条の3に「公示された下水の処理の供用を開始された日から3年以内にその便所を公共下水道に連結された水洗便所に改造しなければならない。」とされ、この条項に違反しているものに対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができるとの規定もあるが、当該建物が除却、又は移転の予定が

ある場合や改造資金の調達が困難などの理由がある場合は、この限りではないとされている。また、改造命令に違反したときは、30万以内の罰金に処するとされているが、改造していない理由の多くが、改造資金に関することであるため、この罰則を適用した例はない。

また、下水道法第10条において、くみ取便所以外の規定があるが、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく排水設備を設置しなければならないと規定されているが、改造命令や違反した場合の罰則規定はない。

市では、供用開始前に住民説明会を実施しているほか、未接続者に対し、臨戸訪問やチラシの配布、広報あおもりでのPR、改造資金の融資あっせんを行うなどし、下水道への接続を進めているところである。

## ② 県内他市（八戸市・弘前市）の公債費に関する回答について

八戸市は、費用合計が一番高く、使用料収入が一番低い。理由としては、普及率と建設改良費の割合が示すとおり、整備途上のためと思われる。

また、弘前市は建設改良費が一番低く、費用合計も一番低い。理由としては、普及率が示すとおり、回収期であることと汚水処理の大半を岩木川流域下水道で行っているため、施設の改修費が直接建設改良費に反映されないことが考えられる。

青森市を含め3市とも総費用のおよそ5割から6割が公債費となっている。

## ③ 「一市二制度」による下水道使用料等に関する回答について

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、各種行政制度の調整方針に基づき、合併後5年間青森・浪岡地区それぞれの料金としたものである。

原則として処理区域内の住民は、下水道の使用が義務づけられており、使用料はその使用に対する対価として徴収しているため、使用料に差を設けることは適当でないといわれているが、「市町村合併マニュアル」（総務省）によると「上・下水道事業については、生活に影響のある地方公営企業等として、独立採算制を原則としており、各市町村によって、事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差がある場合があり、市町村合併を行う場合は、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分に新市町村で調整することが適当である。」とされている。

以上のことから、他都市においても合併後数年間、地区毎の使用料を設定している例もあり、不適正とは言えないまでも、合併後5年を経た後、使用料の見直しの必要性に迫られていなかったことや同時期に統合することが望ましいとされていた水道料金も統一を見送ったことなどの理由はあったが、下水道使用料等の一市二制度について整理すべきであったと考えている。

## ④ 前回の会議の概要について

配付資料「青森市下水道使用料等審議会資料の概要」に沿って説明

⑤ 質疑等

○ 委員

浪岡地区の経費回収率が低い理由はなにか。

○ 事務局

浪岡町では、整備当初、水洗化促進のため対象経費の半分程度を回収することとし、使用料の設定をしていた。青森市においても整備当初は低かったが、使用料を改定するなどし、回収率が上がった。

また青森地区は、浄化槽が普及していない時代から下水道が整備されたため、くみ取便所からの接続が進んだが、浪岡地区は、平成9年度からの供用開始のため、既に浄化槽を設置している方も多く、青森地区の整備当初のように接続が進んでいかない状況である。

○ 委員

公営企業会計を適用していない理由と今後の予定について知りたい。

○ 事務局

平成18年4月からの適用を目指し、平成15年度から検討していたが、資本費平準化債の発行額が2億円程度少なくなるとの試算があり、見送った経緯がある。これまでの経緯や使用料収入の減収、市の財政状況等もあり、現在のところ予定はない。

(2) 水道料金・下水道使用料のモデルケースについて

○ 事務局

配付資料「水道料金と下水道使用料のモデルケース」について説明

○ 委員

配付資料のように、水道料金と下水道使用料が、使用量に比例して逆転現象が起こるような自治体は、ほかにもあるのでしょうか。

○ 事務局

次回までに調べて回答する。

○ 委員

水道料金と下水道料金を合算したモデルケースを示した理由はなにか。水道料金と合算した額を示し、値上げ幅が薄まることを狙っているのではないか。

○ 事務局

水道料金と下水道使用料は、一緒に徴収しているため、参考までに示したものである。そのような意図はない。

(3) 下水道整備と河川の水質について

○ 事務局

配付資料「下水道整備と河川の水質」について説明

○ 委員

水洗化率の低い浪岡地区の河川の状況はどうか。

○ 事務局

浪岡川のBODの測定記録が平成17年度以降のものしかないため、下水道整備前との比較ができなかった。平成17年度から平成24年度までは同程度の値となっている。

○ 委員

汚水処理構想に個別処理施策の推進とあるが、単独浄化槽の場合、生活排水は河川の汚染等につながるものと思うがどうか。また、浄化槽の地域の方も税金を支払い環境保全のための費用を負担していると思うが。

○ 事務局

平成13年の浄化槽法の改正により、合併処理浄化槽の設置が義務付けられ、新規で単独浄化槽を設置することはない。合併浄化槽への改造資金の補助制度があるが、新築の場合の補助はないため、今後検討したいと考えている。

○ 委員

浄化槽は、個人が点検等の費用を負担し、管理することになるため、点検がおろそかになると環境汚染につながる。点検等の費用に対する補助制度の検討も併せてお願いしたい。

(4) その他

○ 委員

下水道施設の民間委託の進捗状況と開始予定を知りたい。

○ 事務局

現在、コンサルタント会社と契約し、どの施設が民間委託に適しているか調査し、平成28年度からの委託を予定している。

○ 会長

外部委託に関しては、安ければ良いということではなく、「きちんとした仕事」という点を十分考慮していただきたい。

○ 事務局

汚水処理ということだけでなく、大雨災害時の雨水処理等もあるので、慎重に検討していく。

○ 委員

岩木川流域下水道の構成市町村とその構成市町村の使用料改定について知りたい。

○ 事務局

構成市町村は、審議資料にあるとおり、弘前市、黒石市、平川市、板柳町、大鰐町、藤崎町、田舎館村である。使用料改定については、黒石市が値上げの改定を実施し、弘前市では一市三料金を平成24年度から経過措置を経て、統一している。

○ 委員

陸奥湾の水質検査の状況を知りたい。

○ 事務局

海水の汚濁指標（COD）に関しては、経年変化があまりなく、総じて2mg/L前後であった。河川より自然の影響を受けやすく、下水道普及率との相関関係が明確でなかった。

○ 委員

水道料金についても「一市二制度」に関するものを審議しているのか。また、水道料金の審議会でも、「水道料金」、「下水道使用料」、「水道料金・下水道使用料合算」の比較表を使用し、審議しているのか。

○ 事務局

水道料金の審議会の資料には、合算したものはないと思う。市民は、水道料金と下水道使用料を一緒に支払うため、一体であると思われている方が多い。そのため、参考までに示したものである。

○ 会長

本日の会議の後のスケジュールとして、第3回審議会の後、4回目に答申を提出することになるが、事務局にこれまでの委員の皆様の見解を踏まえた答申案のたたき台を作成してもらいたい。また、次回の審議会の前に委員の皆様へ配付し、内容を確認いただきたいと思う。

(5) 次回会議日程について

○ 事務局

第3回審議会の日程を当初8月28日（木）としていたが、当方の都合により9月25日（木）9時30分から「しあわせプラザ」において開催したい。第3回審議会は、事前にお送りする答申案のたたき台を中心に議論いただき、意見が分かれた場合は多数決による採決で取りまとめたい。

○ 委員

使用料改正の理由は、公平性を保つためという理由だけでなく、事務局で考えられる全てを取り入れたものにして欲しい。

○ 会長

委員の見解を踏まえ、事務局には、良いたたき台をつくってもらいたい。  
本日の会議は、これで終了する。

○ 事務局

委員の皆様、長時間にわたる御議論ありがとうございました。